

雨水タンク設置助成のご案内

植木や庭への散水等に、 雨水を利用してみませんか

雨水タンクとは、屋根に降った雨を貯めて、植木や庭への散水など、生活用水として利用するための貯留槽です。

雨水を有効活用でき、河川や下水道への雨水の流入を抑え、洪水対策にも役立ちます。

助成を受けることができる方

- 世田谷区内で建物に雨水タンクを設置する方
- × 次の方は対象外です
 - ・国、その他地方公共団体、その他区長が指定する公共的団体
 - ・雨水流出抑制施設の設置が義務付けられている建築主（世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例）
 - ・売買等を目的とした建物に設置する不動産業者、建設業者等

助成の対象

- 屋根に降った雨水を一時貯留するもの
- 市販されているもの

助成の内容

1 基あたりについて
(本体購入費+設置経費)の1/2
(消費税を含む)(100円未満切り捨て)
限度額…設置にかかる経費 5,000円
…合計額 35,000円
(年度内の助成額の総額は14万円を限度)

シンボルツリー植栽とのセット助成で1基あたりの限度額が50,000円になります。

**設置をご検討の方は、
事前にご相談ください**

問い合わせ先

世田谷区 土木部 豪雨対策・下水道整備課
〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1(二子玉川分庁舎)
電話 03-6432-7963 FAX 03-6432-7993

※助成金は、区の年度予算の範囲内で交付しますので、助成できない場合もあります。

・草花、植木の
水やり
・打ち水に



・清掃などに

・災害時の利活用に

申請のながれ

購入・設置後に申請されても助成は受けられません。

- 1 事前相談 お問い合わせください
- 2 申請書提出 見積書・仕様のわかる書類添付
- 3 適用決定通知 ※この通知が届くまでは購入・設置しないでください
- 4 購入・設置
- 5 完了届提出 領収書(内訳付)・写真2枚(全景・近景)添付
- 6 現地確認
- 7 交付決定通知
- 8 請求書提出
- 9 助成金交付

は区が行う
事務手続き

ほかにもあります

緑化助成のご案内

新しくシンボルツリー植栽・生垣緑化・植栽帯(花壇や植込み)造成・屋上緑化・壁面緑化を行う際に、費用の一部を助成しています。

この制度を利用して、皆さんのお宅からまちのみどりを増やしませんか？

問い合わせ先
世田谷区
みどり33推進担当部
みどり政策課
電話 03-6432-7902
FAX 03-6432-7989

